

栃木市不妊治療費助成制度のお知らせ

国内の医療機関で不妊治療を受けた夫婦に対し、医療保険適用外の治療費の一部を補助します。

◆対象者(次のすべてを満たす方)①婚姻している夫婦②申請日より前に夫婦の一方又は双方が1年以上栃木市に住民登録している方③医療保険各法の加入者④市税の滞納がない方

◆助成期間 子1人につき通算5回まで(1年度1回/通算には合併前の旧市町で申請を行った回数も含む)

◆助成金額 医療保険適用外治療費の2分の1の額。

ただし栃木県特定不妊治療費助成事業等の対象となる場合は治療費から助成額を差し引いた額の2分の1(限度額は1年度10万円)

◆申請期限 医師が証明した治療期間の最終日から1年以内

★申請書の記入方法や申請方法などは直接問い合わせください。

本 保険医療課 21-2154

大 生活環境課 43-9223

藤 生活環境課 62-0903

都 生活環境課 29-1102

西 生活環境課 92-0307

栃木市不育症治療費助成制度のお知らせ

国内の医療機関で不育症と診断され医師による不育症治療を受けた夫婦に対し、医療保険適用外の治療費の一部を補助します。

◆対象者(次のすべてを満たす方)①婚姻している夫婦②申請日より前に夫婦の一方又は双方が1年以上栃木市に住民登録している方③医療保険各法の加入者④市税の滞納がない方

◆治療期間 4月1日以降の治療で出産等に伴い治療が終了するまでの期間

◆助成金額 医療保険適用外治療費の2分の1の額。

ただし他制度の助成対象となる場合は治療費から助成額を差し引いた額の2分の1(1年度30万円を限度)

◆申請期限 治療終了後、治療が終了した日の属する年度の翌年度末まで。

★申請書の記入方法や申請方法などは直接お問い合わせください。

本 保険医療課 21-2154

大 生活環境課 43-9223

藤 生活環境課 62-0903

都 生活環境課 29-1102

西 生活環境課 92-0307

◆児童手当の現況届提出しましたか?

児童手当の現況届は6月中に提出していただくことになっていきます。

提出していない方は至急提出してください。

◆提出場所・問合せ 本 本 本 本 本

大 健康福祉課(ゆうゆうプラザ) 21-512

◆提出期間 8月6日(火)~9日(金)

他地域には書類がありません。必ずお住まいの地域で手続きしてください。

◆児童扶養手当受給資格者の皆様へ

毎年8月に、現況届の提出が必要です。

提出がない場合は、8月分からの手当が受給できなくなります。

また、2年間現況届が未提出の場合は、時効により受給資格がなくなりますので、全部支給停止の方も必ず提出してください。

なお、受給資格者には個別に通知を送ります。

本 本 本 本 本

大 健康福祉課(ゆうゆうプラザ) 21-512

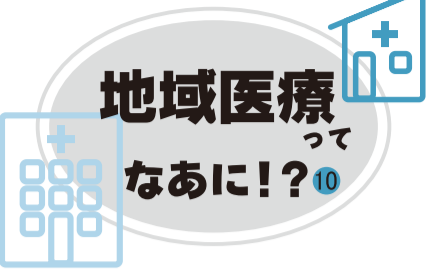
◆提出期間 8月6日(火)~9日(金)

とちぎメディカルセンターについて

一般財団法人とちぎメディカルセンターには3人の代表理事が就任され、市民にやさしく満足していただける医療の提供を目指し、新しい体制整備に取り組んでいます。

今回は、代表理事のインタビューを紹介させていただきます。

本 地域医療対策室 ☎ 21 - 2419



Q. 地域医療再生に向けた考え方をお聞かせ下さい。

A. 代表理事 石井 重利

栃木市の医療の最大の課題は「地域医療の再生」です。その再生を図る上で、急性期(救急)から回復期(リハビリ)、慢性期(長期療養)、そして在宅医療に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療・介護が提供される体制の実現が何よりも重要です。

私も代表理事として、先頭に立って努力いたします。医療者だけでなく、地域住民や行政の協力も不可欠です。

みんなで力を合わせて、栃木市の安心できる医療体制を実現させようではありませんか。



平成 28 年 3 月には竣工の予定です。

併せて、現在のとちの木病院を増改築し、(仮称)第 2 病院の整備が行われます。また、医師会病院の敷地等を活用し、総合保健医療支援センターも設置され、地域の医療レベルが格段とアップします。

市民の皆さんの気持ちに応えた安心、安全の医療が行えるように力を合わせて努力してまいります。



Q. 地域医療を守るために、市民の皆さんへお願いしたいことは。

A. 代表理事 早乙女 勇

困っている方へきちんと医療が行き届くように、限りある医療資源を大切にしていきましょう。例えば、救急車を呼ぶ時や時間外に受診する前に、どうしても必要があるのか一旦考えてみましょう。

ひとりひとりのお力添えが集まれば、我々医療機関はその瞬間瞬間、最も医療を必要とされている方へ持てる力を集中させることができるようになります。

市民の皆様「いざという時の安心・安全」に繋がっていくのです。



Q. とちぎメディカルセンターの整備計画についてお聞かせ下さい。

A. 代表理事 村野 俊一

4月1日に栃木市内の3病院が統合され「一般財団法人とちぎメディカルセンター」が誕生しました。この統合は、栃木県の地域医療再生計画の一環として、栃木市周辺の市民への医療・福祉サービスの充実のために行われたものです。

307床の新病院(仮称第1病院)は、

下水道使用料について

下水道を利用の場合、井戸水を使用している世帯は、使用人数により下水道料金が決まります。人数が変更になったときは下水道課へ連絡ください。

農業集落排水施設 使用料について

農業集落排水を利用の場合、使用人数により農業集落排水施設使用料が決まります。人数が変更になったときは下水道課へ連絡ください。

子どもの定期予防接種を受けましょう!!

◆予防接種の種類 ▼麻疹風しん混合予防接種(2期) ▼三種混合予防接種

◆定期予防接種とは 予防接種法に基づく予防接種は、受けるよう努めなければならぬとされています。

◆対象者(定期対象内は無料(全額公費負担))

○麻疹風しん混合(2期) 年長児(接種期限、平成26年3月31日まで) 平成19年4月2日~平成20年4月1日生まれのお子さん

○二種混合(標準的接種期間) 小学校6年生の1年間) 平成13年4月2日~平成14年4月1日生まれのお子さん

◆対象者へは、通知書と予診票を4月に個別郵送。

◆受け方

◆接種場所 市内協力医療機関での個別接種

◆持ちもの ①母子健康手帳 ②記入済の予診票

◆その他

◆県内他市町の医療機関で接種を希望する場合

何らかの理由で県内他市町の医療機関で接種を希望する場合は、定期予防接種の県内相互乗り入れ事業の対象か、事前に最寄りの問合先で確認してください。

◆県外の医療機関で接種を希望する場合

何らかの理由で県外の医療機関で接種を希望する場合は、依頼書の提出が必要になりますので、事前に最寄りの問合先へ連絡してください。

◆子宮頸がん予防接種について

6月14日付け厚生労働省健康局長勧告を受けて本市では、積極的な接種勧奨を控えています。

◆対象保護者へ、6月17日に個別郵送しています。接種を希望される場合には、医師と相談のうえ実施してください。

◆ご不明な点は、左記へ。



- 本 健康増進課 ☎ 25 - 3511
大 健康福祉課 ☎ 45 - 1788
藤 健康福祉課 ☎ 62 - 0904
都 健康福祉課 ☎ 29 - 1103
西 健康福祉課 ☎ 92 - 0311

